

○新潟市巻ほたるの里公園条例

平成17年9月30日条例第78号

改正

平成18年12月21日条例第71号

新潟市巻ほたるの里公園条例

（設置）

第1条 市民に保健及び保養並びに自然散策の場を提供することにより、余暇活動、健康の増進及び生活文化の向上に寄与することを目的として、新潟市巻ほたるの里公園（以下「ほたるの里公園」という。）を新潟市西蒲区福井4067番地に設置する。

（施設）

第2条 ほたるの里公園に、次に掲げる施設を置く。

（1）じょんのび館

ア 浴室

イ 休憩施設

（2）角田山自然館

（3）多目的広場

（休館日）

第3条 じょんのび館及び角田山自然館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（1）1月及び12月を除く月の第1水曜日及び第3水曜日並びに1月及び12月の第3水曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

（2）1月1日及び12月31日

（開館時間）

第4条 じょんのび館及び角田山自然館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（1）じょんのび館 午前10時から午後10時まで

（2）角田山自然館 午前9時から午後5時まで

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ほたるの里公園の利用をさせない。

（1）利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

（2）施設、設備又は資料を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる場合

（3）感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合

（4）前3号に掲げるもののほか、市長がほたるの里公園の管理上支障があると認める場合

（行為の制限）

第6条 ほたるの里公園を利用するもの（以下「利用者」という。）は、ほたるの里公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第9号に規定する行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1）施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失すること。

（2）樹木その他の植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。

（3）土地の形質を変更すること。

（4）動物を捕獲し、又は殺傷すること。

（5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

（6）立入禁止区域に立ち入ること。

（7）指定された場所以外の場所で火気を使用すること。

（8）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

（9）敷地又は建物内において、物品の販売、金品の寄付募集等を行うこと。

（10）他人に迷惑をかける行為

（11）前各号に掲げるもののほか、市長がほたるの里公園の管理上支障があると認める行為

（許可の条件）

第7条 市長は、前条ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）に、ほたるの里公園の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはほたるの里公園からの退去を命じることができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) 許可に付けた条件に違反しているもの

2 市長は、ほたるの里公園の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し前項に規定する処分を行うことができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、ほたるの里公園の施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、損害額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、ほたるの里公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にほたるの里公園の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 ほたるの里公園の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、ほたるの里公園の指定管理者として指定するものとする。

(1) ほたるの里公園の平等利用が確保されること。

(2) ほたるの里公園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 休館日及び開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) ほたるの里公園の利用の許可に関する業務

(3) 第8条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) ほたるの里公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他ほたるの里公園の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 利用者は、ほたるの里公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第14条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第16条 第14条の規定による免除及び前条の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)
利用料金

施設名	区分		単位	利用料金の額
じょんのび館	入館料	4歳未満の者	1人1回につき	無料
		4歳以上の未就学児及び小学生	1人1回につき	800円
		一般	1人1回につき	1,000円
	部屋利用料(入館料の外)	個室	1時間につき	1,000円
		大研修室	1時間につき	12,000円
		小研修室	1時間につき	5,000円
		大広間	1時間につき	10,000円
角田山自然館	入館料			無料

- 備考
- 1 じょんのび館の個室、大研修室、小研修室又は大広間の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
 - 2 表中「一般」とは、未就学児及び小学生以外の者をいう。
-